

第 11 回日司連市民公開シンポジウム 「『生きる力』となる法教育 PART Ⅰ」開催報告

1. はじめに

市民とのコミュニケーションの輪を広げるため、市民生活で密接に関係する司法上の問題を取り上げ、情報を伝え、司法と市民を結びつける職責を果たすとともに、司法書士の役割を明確に示すことが、市民公開シンポジウムの開催目的である。

昨年の同シンポジウムでは、「自由で公正な社会」の実現における法教育の重要性という観点から、法教育のあるべき姿を展望した。

今回のシンポジウムでは、法やルールを守るだけでなく、自らがルール作りに参加していける「生きる力」を育む法教育の可能性を探り、より具体的な実践のために教育現場を中心として家庭・地域・社会全体がどう連携、協働していけるか検討することを試みた。

2. シンポジウム実施まで

初等中等教育推進委員会の協力を得て広報委員会で企画案を作成した後、企画趣旨をご了解のうえ、それぞれの立場から発言いただける方に報告者・ビデオ上映解説者・パネリスト・コーディネーターを依頼した。当日までに大阪で 2 回、司法書士会館で 2 回、法務省で 1 回の打合せ会と E メールを利用した意見交換で開催の準備を整えた。

今回は、法務省の法教育研究会を担当している法務省大臣官房司法法制部付の丸山嘉代氏に基調報告としてご登壇いただくこととした。

また、本シンポジウムは、教育関係者と法律専門家を中心に広く市民を対象としているため、開催案内のリーフレットを首都圏の小・中・高等学校や P T A、全国の消費者センター・自治体・大学・司法書士試験予備校など広範囲に向けて作成・配布したほか、月刊誌や新聞のお知らせ欄で記事になるよう報道機関へ働きかけるなど、積極的に広報を行った。

なお、開催日程は例年金曜日の夕方であったが、学校教諭や関東近郊以外の司法書士等も来場しやすいよう、土曜日の午後に設定した。

3. 企画について

今般の司法制度改革においては、学校教育の中で法律の内容や働き、司法の仕組み等に関する学習機会を設けることが重要な課題であると指摘された。

2009 年度から始まる裁判員制度に向けても、子どもの頃から司法の仕組みや重要さを学ぶことが求められている。

政府が教材作成など具体的な取り組みを活発化させる中、今後、現場における法律専門家と教育者が連携して行う法教育のあり方を展望することとした。

パネルディスカッション登壇者には、企業の法務担当、消費者団体、学校教諭など各界から幅広く講師を迎えた。

登壇者に企画趣旨を説明した後は、あくまで自由な討論を目指すため発言制限は設けず、コーディネーターからパネリストへの質問概要を事前に送付した。

当日は来場者から質問票による質疑を受け、その回答も行うこととした。

4. 開催概要について

- ・ 名 称 第 11 回日司連市民公開シンポジウム 「生きる力」となる法教育 PART
- ・ 主 催 日本司法書士会連合会
- ・ 後 援 内閣府・法務省・日本弁護士連合会・(財)法律扶助協会
(財)消費者教育支援センター・(社)全国高等学校PTA連合会
- ・ 日 時 平成17年2月19日(土)午後2時～午後5時
- ・ 場 所 司法書士会館「日司連ホール」(東京都新宿区本塩町9-3)
- ・ 参加者数 106名
- ・ プログラム 14:00 主催者挨拶
14:05 基調報告
14:40 ビデオ上映と解説
15:25 パネルディスカッション
17:00 閉会あいさつ
- ・ 登壇者(敬称略)
 - 基調報告 丸山 嘉代(法務省大臣官房司法法制部付)
 - ビデオ上映と解説 井沼 淳一郎(大阪府立福泉高等学校教諭)
中村 貴彦(大阪府立泉大津高等学校教諭)
 - パネルディスカッション
 - コーディネーター 竹村 秀博(日司連初等中等教育推進委員会副委員長)
 - パネリスト 唐津 恵一(新日鐵化学株式会社総務部長兼
コンプライアンス事務局長)
 - 永野 薫(新宿区立落合第二中学校教諭)
 - 山根 香織(主婦連合会常任委員)
 - 高橋 文郎(日司連初等中等教育推進委員会委員長)
- ・ 参加者への当日配布物 プログラム・資料(基調報告資料、「法務省法教育研究会報告書」,「ビデオ上映と解説 資料集」)・参考資料(法教育に関する日司連会長声明,連載「子どもに伝える法教育」(ぎょうせい『法律のひろば』より),小冊子「くらしの法律トラブルQ&A」,同「よくわかる相続」)・質問票・アンケート

5. 内容について

はじめに法務省の丸山氏による基調報告が行われた。法務省法教育研究会の報告書をもとに、その概要と今後の展望が示された。

次に井沼教諭・中村教諭より、ごく一般的な公立高等学校における法教育（主に消費者教育）の実践例がビデオ映像とともに解説された。

パネルディスカッションでは、「あなたにとって法教育とは何ですか」との質問に各パネリストが順にフリップに答えを書いて示し、それに解説を加える形から進行した。

唐津氏からは、「法教育 = 民主主義国家における良き市民としての驍を身に付けさせること」と示された。

海外での法律事務所勤務や企業法務に携わってきた経験から、現在の日本の社会の問題点と、その解決策として期待される法教育とは何かという視点で意見が述べられた。また、日本の企業人に足りない「自己責任」と「社会への参画意識」を育てるためにも法教育が必要であり、企業側にも社員が裁判員に指名されたら快く送り出す体制作りが必要であるとされた。

山根氏からは、「法教育 = 想像力と勇気を育てるもの」と示された。

消費者団体である主婦連合会の会員として、小・中学校や高齢者グループで出張講座を開催してきた経験から、「ルールや法律は自分達がより良い生活をするために自分達がつくったものということに気付くことが重要」と述べられた。人生を「勝ち組・負け組」と分けようとする今の風潮に危惧を抱いているが、誰にも優れたところがあり、「自分は社会のために何ができるか」を考えるきっかけ作りが法教育で可能になるだろうとの意見があった。

永野氏からは、「法教育 = 市民社会を生きる力」と示された。

現在の日本は民主主義という着物を着てはいるが、何でも行政に面倒をみてもらおうという意識が強い。法教育によって、市民社会のルールにのっとって紛争を自ら解決する力を身に付けられるようにすべきとの意見が出され、法務省法教育研究会における教材作成の過程等が紹介された。

高橋氏からは、「法教育 = 社会を自らの力で生きていく力を育む教育」と示された。

経済的にも精神的にも自立しない若者が増加する中、正しいことは何か、ホンモノを知る教育が必要である。また、今後司法書士が出張講座を開く際は学校側のニーズの把握、教員との協働作業をより重視し、生きた教材を提供していきたいとされた。

また、各パネリストからは、司法書士は弁護士のいない地域でも所在することが強みであり、外部講師としてより積極的に法教育へ携わってほしいとの要望があった。

なお、会場からの質疑応答では、文部科学大臣から示された「ゆとり教育」廃止の方向性への対応について、今後の展望と期待が永野教諭より回答された。